

○専修大学図書館貴重図書資料利用規程

昭和56年3月27日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学図書館利用規程（以下「図書館利用規程」という。）第11条及び学校法人専修大学図書館図書管理規則第22条の規定に基づき、専修大学図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する貴重図書及び資料（以下「貴重図書資料」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用原則)

第2条 貴重図書資料の利用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用は、複製版、複写及びマイクロフィルム等の複製物による。ただし、複製物の利用によつて研究目的が達成されない場合には、図書館長の許可により貴重図書資料の利用を認める。
- (2) 複製物の利用は、図書館利用規程による。

(利用日及び利用時間)

第3条 貴重図書資料の利用日は図書館の開館日のうち月曜日から金曜日までとし、その利用時間は午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、利用状況その他必要に応じてこれを変更することがある。

(利用者)

第4条 図書館長の許可を得た者は、貴重図書資料を利用することができる。

(利用手続き)

第5条 貴重図書資料の利用については、所定の手続きを前日までに完了し、図書館長の許可を得なければならない。

(利用制限)

第6条 貴重図書資料の閲覧は、図書館が指定する場所及び方法で行わなければならない。

- 2 貴重図書資料は、図書館の外へ帯出してはならない。ただし、図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 貴重図書資料を複写し、又は写真撮影するときは、別途手続を行わなければならない。

(適用規程)

第7条 この規程に定めない事項については、図書館利用規程による。

(事務所管)

第8条 この規程に関する事務は、学術情報図書部学術情報図書課の所管とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、図書館委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。